

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
訪日外国人消費動向調査における調査手法等改善提案業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 加藤 進 東京都千代田区霞が関2-1-2	R5.11.8	(公財)日本交通公社 東京都港区南青山2-7-29	5010005018866	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、「訪日外国人消費動向調査」における調査手法や集計方法、また欠測値補完等の推計方法を理解し、世界全体における観光統計に関する知識及び統計データや統計学に基づいた最新の観光統計に関する手法等の知識や分析が必要であり、観光施策及び観光統計のみならず、国内外の各種統計調査及び民間データへの精通、統計学に基づいた高度な分析手法を理解し、改善提案できる能力がなければ遂行が困難であることから、こうした調査分析能力、企画力、その実施体制の有無を十分見極める必要があるため、企画競争による調達を行い、左記業者と随意契約を行うものである。	5,982,257	5,982,257	100.00%	-	公財	国認定	3者	
令和5年度 鉄道構造物の耐震設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R5.11.27	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 鉄道構造物の設計については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)第24条の解釈基準に鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。))として位置付けられている。 設計標準(耐震設計)は、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震による鉄道構造物の被害を受け平成10年に制定されたものであり、その後、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年にL2地震動の見直し等の改訂を行っている。 平成28年4月に発生した熊本地震や令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震では、九州新幹線や東北新幹線において高架橋等の被害に加え、列車の脱線が発生している。また、平成30年6月に発生した大阪府北部地震(最大震度6弱程度)では、施設被害が少なかったにもかかわらず、列車の運転再開までに長時間を要してしまうなど、前回の改訂以降、新たな課題が顕在化している。 本業務は、前回改訂以降に発生した地震により顕在化した課題に対する現行の設計標準(耐震設計)の問題点を整理し、近年の研究成果を踏まえた設計標準(耐震設計)の改訂の可能性を検討するものである。 鉄道システムの一部である鉄道構造物の耐震設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、鉄道構造物のみならず、鉄道車両、電気施設等の技術に関する専門性を有していることに加え、鉄道構造物に関する、耐震以外の設計分野も含む総合的かつ実務経験に基づく実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データが蓄積されていることが求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、当該調査に求められる専門性等を有し、さらに、鉄道の車両、電気施設等を広く把握した上で、既往の鉄道構造物の設計標準の調査を依頼し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を蓄積しているため、本業務の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られると判断される。 「参加者の有無を確認する公募手続きによる公募手続について(平成18年9月28日)」に基づき参加者の有無を確認する公募を行った結果、応募者がいないため、会計法第29条の3第4項により当該法人と随意契約することとした。	23,130,580	23,100,000	99.87%	-	公財	国認定	1者	
瀬戸内海の航路及び航行環境に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 港湾局長 稲田 雅裕 東京都千代田区霞が関2-1-3	R5.12.22	(公財)日本海難防止協会 東京都渋谷区元代々木町33-8	5010405010596	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	20,229,000	19,998,000	98.86%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。